

諮問番号：平成29年度諮問第36号

答申番号：平成29年度答申第37号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当である。

(1) 対象児童には、次のとおり「困り感」があるから、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」に該当する。

ア 学習面で大幅な遅れがあること。

イ 整理整頓が苦手で、よく物を紛失してしまうこと。

ウ 眼鏡を落としたり、壊したりすること。

エ 注意力がとても乏しく、怪我がとても多いこと。

オ 物の距離感があまりつかめないこと。

カ 自転車の乗り方がぎこちないこと。

キ 乱暴で、物の扱いが苦手であること。

ク 人とのコミュニケーション力に欠けること。

ケ 場に応じた行動ができないことがあること。

コ 理にかなわないことがあると、その場からいなくなってしまうこと。

サ 髄膜脳炎の後遺症により、手先がとても不器用であること。

#### 2 処分庁の主張の要旨

(1) 処分庁は、嘱託医師の判定も得て、診断書に、「知的障害等」、「発達障害関連症状」、「精神症状」及び「問題行動及び習癖」があり、「精神医学的総合判断」が「中度」とされているものの、「問題行動及び習癖」に日常生活が著しい制限を受ける程度の不適応な行動がないこと、「要注意度」が「随時一応の注意が必要」とされていること等から、発達障害の2級の障害の状態に該当しないと認定し、原処分を行った。

(2) 障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により総合的に認定されることとされており、このように障害の認定が同診断書に基づき行うことと

されている趣旨は、医学的・専門的見地から対象児童を診断し、障害の認定の適正性を確保するためであるところ、診断書によれば、「多動」など問題行動があつて、日常生活などにおいて一部援助が必要なことは理解するが、日常生活が著しい制限を受けるとまではいえない。

(3) また、髄膜脳炎の後遺症による障害の状態にあつては、診断書の「発育・養育歴」に記載されており、原処分においては、このような状況も踏まえ総合的に判断している。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 審査請求人は、対象児童に係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張している。

しかし、審査請求人の主張する事情（学習面で大幅な遅れがあること、整理整頓が苦手で、よく物を紛失してしまうこと、眼鏡を落としたり、壊したりすること等）については、診断書における「知能障害等」、「発達障害関連症状」、「精神症状」及び「問題行動及び習癖」の記載内容や、「日常生活や学習面での困り感が著しく、注意・支援を要する」との記載があることを踏まえて、これを示す行動を具体的に列挙したものと解されるものの、いずれの事情も診断書に記載された内容か相応のものであつて、「日常生活は極めて困難」とされるような不適応な行動と認められる特段の事情は窺えないから、これらの事情があるからといって、対象児童が発達障害の2級の状態にあるということとはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

平成29年11月22日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月28日の審査会において、調査審議した。

### 第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、同診断書をみると、「言語コミュニケーションの障害」は「乏しい」とされ、精神症状として「強迫行為」がみられ、問題行動として「多動」により「落ちつきがない」とされ、精神医学的総合判定は「中度」とされているものの、IQは73の「境界線」とされ、日常生活能力の程度は、「入浴」が「一部介助」とされているほかは、全て「自立」とされ、身辺自立しており、また、要注意度も「随時一応の注意が必要」とされるにとどまり、それらの記載からは、特段の不応適な行動と認められる事情は窺われず、日常生活が著しい制限を受ける状態にあるとまでは認められない。

こうした事実関係に基づき、精神の障害に係る認定基準に照らして総合的に判断すると、対象児童について障害等級2級に該当するとまではいえないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美